

株式の相続人による権利行使（前編）

1 はじめに

日本の会社法は、株主に投下資本の回収の機会を保障するため、株式譲渡自由の原則を定めながら（会社法 127 条）、その一方で、閉鎖タイプの会社において人的信頼関係ある者に株主を限定するという要請にも応えるため、定款で株式の譲渡を制限することを認めています（会社法 107 条 1 項 1 号、2 項 1 号イ）。

しかし、定款で株式の譲渡を制限しても、それだけでは、株主の地位の移転を妨げることができない場合があります。相続、合併等の一般承継による株式の移転がその典型です。

同族会社における大株主の相続ともなると、株主の構成に大きな変動をもたらす、これを契機として支配権争いが勃発することも少なくありません。

こうしたケースでは、各相続人の動向に、関係者の複雑な利害、思惑が交錯します。そのため、平時と比べて、対応の誤りが訴訟に発展するリスクも高く、会社としては、法的リスクを意識した慎重な対応が求められます。

株主名簿管理人を置く会社では、株主名簿管理人に株式事務を委託していますが、委託の範囲はあくまで事務手続ですので、相続人の権利行使に対する法的判断は、会社が行わなければなりません。したがって、株主名簿管理人を置く会社においても、法的リスクは同一であるといえるでしょう。

この問題は、①株式の承継について遺言がなく、遺産分割も未了のため、株式が共同相続人の準共有状態にある場合と、②遺言や遺産分割によって株式が単独人に帰属している場合で分けて考える必要があります。「前編」では、①のうち、(i) 会社法 106 条に定める権利行使者の指定を取り上げます。

① (ii) 権利行使者の指定がない場合の対応と、②の場合の対応、そして、③いずれの場合にも共通する対抗要件の問題は、「後編」で検討します。

2 ① (i) 遺産分割未了の株式と権利行使者の指定

(1) 権利行使者指定の要件

ア 会社法 106 条の規定と問題の所在

株式の承継について遺言がない場合、株式は、相続開始により法定相続人全員の準共有となり、遺産分割の完了までこの状態が継続します。会社法は、「株式が二以上の者に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない。」（会社法 106 条本文）と定めており、原則として、会社は権利行使者の指定がない限り、相続人による権利行使を拒絶することができます。

そこで、会社は、④どのような要件を満たす指定であれば有効な指定として取り扱わなければならないか、⑤指定の有効・無効を判断するため、どのような作業を進めていかなければならないか、といった実務上の問題に遭遇します。

イ 過半数説（判例？）

④の問題について、最判平成 9 年 1 月 28 日（判例時報 1599 号 139 頁）は、有限会社のオーナー社員の法定相続人の過半数が原告となり、会社を被告として提起した社員総会決議不存在確認訴訟において、「持分の準共有者間において権利行使者を定めるに当たっては、持分の価格に従いその過半数をもってこれを決することができる」とすることが相当である。ただし、準共有者の全員が一致しなければ権利行使者を指定することができないとすると、準共有者のうちの一人でも反対すれば全員の社員権の行使が不可能となるのみならず、会社の運営にも支障をきたすおそれがあり、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた規定の趣旨にも反する結果となるからである」と述べています（ただし、権利行使者の指定・通知がないとして原告適格を否定）。以来、判例は、いわゆる過半数説を採用したものと理解されています。

多くの学説も、権利行使者の指定の法的性質を共有物の管理行為（民法 252 条）と解し、判例を支持しています（伊藤靖史ほか『会社法（第 2 版）』118 頁、2012 年、有斐閣）。

ウ 全員一致説からみた最高裁判決の読み方

しかし、こうした最高裁判決の読み方については、従来から、異論もあるようです。

平成 9 年最高裁判決の事案は、被相続人から登

記上の代表取締役が会社持分全部が生前贈与又は遺贈されており、この贈与ないし遺贈が有効であれば、そもそも原告らは株式の準共有者とはならない事案でした。原審も、最高裁も、この贈与・遺贈を無効とは判断しておらず、これを理由として原告適格を否定することも考えられる事案でした。そこで、この点を重視し、権利行使者の指定に関する部分を傍論と理解する読み方が提案されています（大野正道『企業承継法の理論Ⅱ』116頁〔2011年、第一法規〕）。

非公開会社では、権利行使者の指定は一時的とはいえ実質的に企業承継人の決定となる場合があることから、その指定に共同相続人全員の一致を必要とする見解があり（大野・前掲書44頁、江頭憲治郎『株式会社法（第四版）』119頁〔2011年、有斐閣〕）、前記の読み方は、こうした立場から、最高裁判決を自説に整合させる試みであるということが出来ます（その場合でも、会計帳簿の閲覧等は管理行為的性格が強いので、指定の要件を緩和して、法定相続分の過半数で足りると解する余地があります。江頭・前掲書119頁）。

エ 判例の評価

私は、この判決を次のように理解しています。この判決の事案では、そもそも権利行使者の指定・通知がなされておらず、いずれの説によっても、これを理由として訴えが却下されるべき事案でした。したがって、権利行使者を共有持分の過半数で指定できるのか、あるいは全員一致が必要なのかという点は、主文を導くために論じる必要はありません。したがって、この部分を傍論とする理解は、十分可能なように思います（法定相続分の4分の3を有する相続人が仮処分を申立てたことをもって自らを権利行使者に指定したものとする下級審決定〔東京高決平成13年9月3日金商1136号22頁〕がありますが、会社法106条を空文化するものであり、疑問です。伊藤靖史「判例評釈」商事法務1731号74頁〔2005〕）。

とはいえ、その後の最判平成11年12月14日（判例時報1699号159頁）でも同様の言い回しがされており、最高裁が過半数説に立つことはほとんど確実と思われます（柴田和史「判例評釈」会社法判例百選24頁〔2006〕）。

そうすると、株式実務においては、共同相続人が法定相続分の過半数をもって権利行使者を指定した場合、これを有効な指定として取扱い、当該権利行使者による権利行使を認めるのが、安全な対応といえそうです。

オ 実務的作業

以上をふまえると、㊸会社の作業としては、㊸権利行使者指定通知書の成立が真正なものか否かを確認するため、全員の印鑑証明書を提出させるとともに、㊸持分の過半数の賛成があることを確認するため、被相続人である名簿上の株主の出生から死亡までの全部の戸籍を提出させ、各相続人の法定相続分を正しく把握することが必要となります。法的リスクを伴う作業ですので、弁護士等の相続手続に精通した専門家の助言のもとで行うことをお勧めします。

（2）権利行使者の資格

ア 相続人以外の権利行使者

次に、共同相続人の過半数（ないし全員）が、相続人以外の者を権利行使者として指定した場合、会社は、当該人物による権利行使を認めなければならないのでしょうか。

イ 通説の取扱い

会社法は、権利行使者1人を定めると規定するのみで、権利行使者が株式の共有者であることまで明文で要求するものではありません。

しかし、従来から、権利行使者は共同相続人の中から指定することが必要と解されています（上柳克郎ほか編『新版注釈会社法（3）』51頁〔米津照子〕1986年、有斐閣）。

ウ 反対説

これに対しては、特に、共同相続人間で激しい主導権争いが繰り広げられているときなど、共同相続人から権利行使者を指定するのが困難な場合があることや、ドイツ法の解釈でも共同代理人の資格は制限されていないことなどを根拠として、行為能力ある自然人であれば誰でも権利行使者に指定できるとする少数説もあります（大野正道『企業承継法の理論Ⅰ』106頁〔2011年、第一法規〕、同『企業承継法入門』56頁〔2001年、信山社〕）。

エ 実務の対応

実務上は、通説の対応で問題ないと思われます

が、訴訟リスクを伴う判断ですので、実際に訴訟を担当する弁護士、法務担当者とも十分に協議して、会社の態度を決定しましょう。

（３）指定及び権利行使のルール

ア 問題の所在

ひとたび定められた権利行使者は、原則として自己の判断で議決権等を行使でき、逐一共有者間の合意をとることを要しません（最判昭和 53 年 4 月 14 日民集 32 卷 3 号 601 頁）。しかし、その選定手続及び権利行使の方法については、解釈上の制限があるようです。

イ 大阪高判平成 20 年 11 月 28 日

この点で重要な裁判例が、大阪高判平成 20 年 11 月 28 日（判例時報 2037 号 137 頁）です。

同判決は、株式の準共有が暫定的状態であることに鑑みると、権利行使者の指定にあたっては、共同相続人間で事案の重要度に応じて然るべき協議をする必要があるところ、「この協議を全く行わずに権利行使者を指定するなど、共同相続人が権利行使の手続の過程でその権利を濫用した場合には、当該権利行使者の指定ないし議決権の行使は権利の濫用として許されないものと解するのが相当である」としています。

ウ 評価

一般論としては、共有物の管理行為や権利行使者による権利行使について共同相続人全員のためにする性質を認めるならば、強引な権利行使者の指定や恣意的な権利行使が権利濫用、忠実義務違反等の問題を生じることは、十分あり得るところです。会社も、株式の相続人も、こうした法的リスクを考慮しながら、具体的対応を検討しなければなりません。

しかし、実際には、相続人間で対立が激しく協議の余地がまったくないような事案もあり、そのような場合にまで協議を設けることにどれほどの意味があるのか、その射程については議論の余地がありそうです（類似の指摘をするものとして、伊藤・前掲「判例評釈」76 頁）。

（４）権利行使者による議決権の不統一行使

ア 問題の所在

最後に、こうして適法に定められた権利行使者が、各相続人の法定相続分に応じて議決権を不統

一に行使する場合、会社はこれを認めなければならないのでしょうか。

会社法は、議決権を不統一行使する株主が「他人のために株式を有する者」でないときは、会社は議決権の不統一行使を拒むことができるとしています（会社法 313 条 1 項、3 項）。

そこで、株式の共有者（あるいは権利行使者）が、同条項にいう「他人のために株式を有する者」にあたるかどうかという解釈問題を生じます。

イ 検討

これについては、古くから、肯定説と否定説が対立していますが（上柳克郎ほか編『新版注釈会社法（5）』225 頁〔菱田政宏〕1986 年、有斐閣）、株主権の行使を共有物の管理行為とする通説を貫徹すれば、共有者は持分の過半数をもって 1 個の管理行為をなすものであり、議決権の不統一行使を認める必要はなさそうです（稲葉威雄ほか編『実務相談株式会社法 2』820 頁〔1992 年、商事法務研究会〕）。

各相続人は、遺産に属する株式全部に自己の持分を有しており、法律状態としては「他人のために株式を有する者」にはあたらないので、否定説が文言上は自然な解釈と思われる（江頭・前掲書 320 頁は反対の趣旨とも読めますが、同書 118 頁注 3 の記述と併せて読むと、必ずしもそのようには割り切れないようです）。

もちろん、実際の利害状況からすれば、議決権の不統一行使を認めるのが相当なケースも多々あることでしょう。これを認める場合、会社は、相続人間の協議内容を明らかにする書面の提出を求める等して、紛争の予防に心懸けたいものです。

なお、議決権の不統一行使の方法として、権利行使者以外の相続人が株主総会に出席して議決権を行使する場合、その法的地位は、権利行使者の代理人になると考えられています（稲葉ほか編・前掲書 821 頁）。株主総会議事録を作成する際は、この点にも注意が必要です。

（つづく）

弁護士 馬場 陽
（愛知県弁護士会所属）